

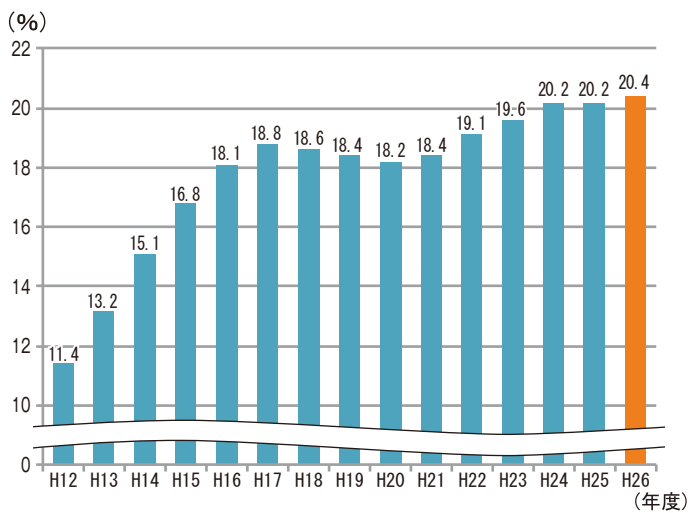
介護保険サービスと介護保険料

問い合わせ 介護保険課 ☎229-3149 FAX229-3334

介護保険料のしくみ

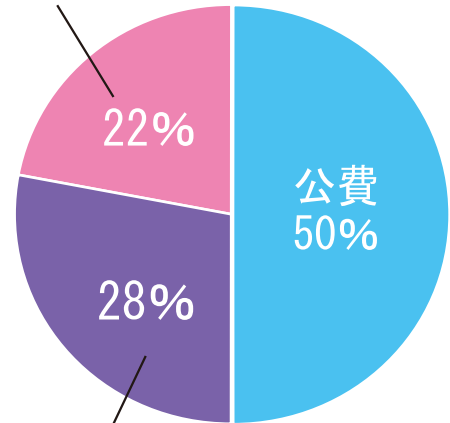
介護保険料のうち65歳以上の高齢者が支払う保険料は、各市町村が3年ごとに決めています。平成27年度からの保険料は、要介護認定率(介護サービスが必要とされた高齢者の率)の増加などによる介護保険サービス費用の増加や、第1号被保険者の負担割合の変更などの影響で、上昇することになります。

要介護認定率の推移



介護保険の財源

65歳以上の人の保険料(第1号被保険者)
※平成27年度から22%に変更(平成24~26年度は21%)



40~64歳までの人の保険料(第2号被保険者)

介護保険サービスにかかる費用は、自己負担分(原則1割)を除いた半分を公費により国・県・市が負担し、残りの半分を40歳以上の被保険者の保険料でまかないます。

介護保険料の決め方

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

基準額の設定 平成27年度から29年度までの3年間の介護保険サービスにかかる費用などの見込み額を基に、市内の65歳以上の人数で割って、保険料の基準となる額を算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{津市の介護保険} \\ \text{サービスにかかる費用} \\ \hline \text{約846億円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の人の} \\ \text{負担割合} \\ \hline \text{22\%} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{市内の65歳以上の} \\ \text{人数(3年間)} \\ \hline \text{約25万人} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{基準額} \\ \text{(年額)} \\ \hline \text{74,000円} \\ \hline \end{array}$$

所得段階別保険料 保険料額はこの基準額を基に、本人と世帯の課税状況や所得状況に応じた所得段階により、個人ごとに決定します。 ※広報津4月16日号で詳しくお知らせします。

40~64歳までの人(第2号被保険者)の保険料

各医療保険者が健康保険料と一緒に徴収し、社会保険診療報酬支払基金に「介護給付費納付金」として納めます。支払基金ではこれを第2号被保険者分として、各市町村に定率で交付します。

国民健康保険に加入している人…世帯ごとに決まります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者} \\ \text{均等割} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯別} \\ \text{平等割} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{介護分} \\ \text{保険料} \\ \hline \end{array}$$

職場の医療保険に加入している人…医療保険ごとの介護保険料率と給与・賞与に応じて決まります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{給与・賞与} \\ \text{(標準報酬)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{介護} \\ \text{保険料率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{介護保険料} \\ \hline \end{array}$$